

徳島県告示第百三十五号
介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定した。

令和八年三月十三日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定介護予防サービス事業者		指定介護予防サービス事業を行う事業所		サービスの種類	指定年月日
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地		
医療法人いちえ会	徳島市徳島町二丁目五四番地	伊月福祉用具レンタルサービス	徳島市昭和町八丁目四八番地三〇	介護予防福祉用具貸与 特定介護予防福祉用具販売	令和八年二月一日